

# 第1回 環境情報と企業価値に関する検討会

## 環境情報と企業価値に関わる 主な開示フレームワーク

2017/08/30

# 環境・持続可能性に関する国際的な行動・情報開示指針

多様な機関が、様々な意図を持って、企業に環境問題への対応行動や環境情報開示を求めている。

機関名	基準等の名称	発行年	概略
国連	国連グローバル・コンパクト(UNGC)原則	2000	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業等が社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための自主的枠組み</li> <li>■ 「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野・10原則で構成</li> </ul>
ISO(国際標準化機構)	ISO 26000:2010 社会的責任に関する手引	2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織に社会的責任に関する世界的ベストプラクティスの実践を奨励する国際規格</li> <li>■ 環境課題として汚染の予防、持続可能な資源利用、気候変動の緩和と適応、生物多様性等。</li> </ul>
IIRC(国際統合報告評議会)	国際統合報告フレームワーク	2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織の長期的な価値創造のあり方を財務資本の提供者に説明する「統合報告書」に関する指導原則、内容要素、基礎概念等を提供。</li> </ul>
SASB(米国サステナビリティ会計基準審議会)	サステナビリティ開示指針・会計基準	2013～2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 米国証券取引所の上場企業向けの、証券取引委員会への提出文書における情報開示の基準</li> <li>■ 11分野79業種別に、サステナビリティ開示トピック及びその会計の指針等を提示</li> </ul>
FSB(金融安定理事会)-TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース提言	2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業の気候関連リスク・機会及び財務影響を整理し、金融部門が活用可能な一貫性のある情報開示枠組みを提供</li> <li>■ 開示指針には、共通に加えセクター別(金融・非金融)補足指針がある</li> </ul>
CDP	気候変動	2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業に気候変動、水、森林への対応に関する質問書を送付し、回答を分析して企業の環境スチュワードシップ評価を行い、機関投資家向けに情報を開示。</li> <li>■ 情報開示、認識、マネジメント、リーダーシップの4段階のレベルで企業を評価。</li> </ul>
	水	2010	
	森林	2013	
国連	SDGs(持続可能な開発目標)	2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 極度の貧困や不平等をなくし地球環境保護のため世界が取り組むべき2030年までの国際目標</li> <li>■ 17目標169ターゲットで構成。水、エネルギー、生産・消費、気候変動、海洋・陸上資源を含む。</li> </ul>
Global Reporting Initiative	GRIスタンダード	2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織が経済、環境、社会に与える影響を報告する際の開示事項や手引き等を提示</li> <li>■ 共通と項目別のスタンダードがあり、後者はマテリアルと特定した項目のものを選択的に使用</li> </ul>
欧州委員会	非財務報告ガイドライン	2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 改正欧州会計報告指令に基づく非財務情報報告の報告に係る方法論を示した任意指針</li> <li>■ 環境・社会情報の開示原則、開示内容、報告枠組み等を提供</li> </ul>

# 本事業での調査の進め方

まず「環境情報コンテンツ」検討報告書の作り込みを優先的に行い、後半で「環境サステナブル企業」の評価基準に関する調査を進める。

- 主に上場企業向けに策定された、主要な非財務情報・ESG情報開示基準・枠組みについて調査し、環境に焦点をあてて情報を整理・分析する。
  - 国際統合報告委員会 (IIRC) 国際統合報告フレームワーク
  - 米国SASB 持続可能性開示指針・会計基準
  - FSB-TCFD 気候関連財務情報開示タスクフォース提言・実施ガイダンス
  - CDP 気候変動、水、森林コモディティ・リスク質問書、スコアリング方法論
  - GRIスタンダード
  - 欧州委員会 非財務報告ガイドライン(非財務情報報告のための方法論)
  - その他、必要に応じて適宜:
    - 持続可能な証券取引所イニシアティブ(2010) Model Guidance on Reporting ESG Information to Investors
    - Natural Capital Alliance 自然資本プロトコル、UNEP FI Natural Capital Finance Alliance各種ガイダンス・ツール等
    - CFA Institute, European Federation on Financial Analysis Societies (EFFAS)におけるESG関連指針 等
- 分析にあたっては、以下の事項について比較し、要素を抽出し、検討会での議論に資する。
  - 主要概念や用語の定義
  - 開示原則: マテリアリティ特定プロセス、ステークホルダーエンゲージメント等
  - 開示枠組み: 戦略、リーダーシップ/ガバナンス、マネジメント、パフォーマンス等
  - 開示内容・KPI等: 特に、セクター別のリスク、開示トピック、環境トピック別の追加開示項目等
  - 財務情報との関係
- 必要に応じて、環境情報コンテンツ検討報告書に載せるべき現状や背景に関する情報の収集・とりまとめを行う。
- 検討会の議論の進捗に応じて、後半より環境に戦略的に取り組む企業の評価基準についての検討に資する調査、情報整理・分析を行う。

# IIRC 国際統合報告フレームワーク

## ■ 国際統合報告評議会 (IIRC) について

- IIRCは、規制当局、投資家、企業、基準策定機関、会計専門家、NGO等で構成される国際的連合組織である。
- 価値創造に関するコミュニケーションが企業レポートの発展における次のステップであるという考えの下、2013年に「国際統合報告フレームワーク」を策定した。

## ■ 統合報告とは

- 統合報告書の主たる目的は、財務資本の提供者に対し、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明すること。(箇条1.7)
- 組織が短、中、長期的に価値を創造するために外部環境及び資本と、どのように相互作用するかについての説明を目指すもの。

## ■ フレームワークの目的

- 統合報告書の全般的な内容を統括する「指導原則」と「内容要素」を確立し、それらの基礎となる概念を説明する。
- 組織の価値創造能力を分析する際に利用されるものとして、統合報告書に含まれる情報を特定する。

## 国際統合報告フレームワーク 概要(抜粋)

	主な構成	内容
基礎概念	価値創造 (Value creation)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織の事業活動とアウトプットによって資本の増加、減少、変換をもたらすプロセス。(用語一覧)</li> <li>■ 組織が長期にわたり想像する価値には、相互に関係し合う2つの側面がある。(箇条2.4)               <ul style="list-style-type: none"> <li>● ①組織自身に対して創造される価値で、財務資本提供者への財務リターンにつながるもの</li> <li>● ②他者に対して創造される価値(ステークホルダー及び社会全体に対する価値)</li> </ul> </li> <li>■ <u>財務資本提供者は①に関心を持っており、さらに②が①を創造する能力に影響を与える場合、又は財務資本提供者の評価に影響を及ぼす組織が表明した目的(例えば、明確な社会的目的)に関連する場合、②にも関心を持つ。(箇条2.5)</u></li> <li>■ ①を創造する能力は、②とつながっている。(箇条2.6)</li> </ul>
	資本 (Capitals)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ あらゆる組織の成功に向けた支えとなる価値の蓄積であり、ビジネスモデルへのインプットとなる。資本は、組織の事業活動及びアウトプットを通じて増減し、又は変換される。フレームワークでは「財務資本」「製造資本」「知的資本」「人的資本」「社会・関係資本」「自然資本」に分類。(用語一覧)</li> <li>■ <u>組織が全体としての価値創造を目的としているにもかかわらず、その活動が一部の資本に蓄積された価値の減少をもたらす、資本ストック全体の純減少をもたらす場合がある。多くの場合、その活動が資本の純増加又は純減少(又は、そのいずれでもなく価値が保全された場合)につながったかどうかについては、誰の視点によるものなのかに左右される。フレームワークでは、価値創造という用語には資本ストック全体が変化しない又は減少した場合(すなわち、価値が保全又は毀損された場合)を含むものとする。(箇条2.14)</u></li> </ul>
	価値創造プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 価値創造プロセスの各要素(外部環境、使命とビジョン、ガバナンス責任者、ビジネスモデル[資本、インプット、事業活動、アウトプット、アウトカム]、リスクと機会、戦略、資源配分、実績、見通し)は、統合報告の内容要素を成している。</li> </ul>

# IIRC 国際統合報告フレームワーク(続き)

	主な構成	内容
<b>指導原則</b> (報告書の内容及び情報の開示方法に関する情報を提供)	戦略的焦点と将来志向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統合報告書は、組織の戦略、及びその戦略がどのように組織の短、中、長期の価値創造能力や資本の利用及び資本への影響に関連するかについての洞察を提供する。</li> </ul>
	情報の結合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統合報告書は、組織の長期にわたる価値創造能力に影響を与える要因の組合せ、相互関連性、及び相互関係の全体像を示す。</li> </ul>
	ステークホルダーとの関係性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統合報告書は、組織と主要なステークホルダーとの関係性について、その性格及び質に関する洞察を提供すると同時に、組織がステークホルダーの正当なニーズと関心及び期待をどのように、どの程度理解し、考慮し、それに対応しているかについての洞察を提供する。</li> </ul>
	重要性(Materiality)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統合報告書は、組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示する。</li> </ul>
	簡潔性(Conciseness)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統合報告書は、簡潔なものとする。</li> </ul>
	信頼性と完全性 (Reliability and completeness)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統合報告書は、重要性のある全ての事象を、正と負の両面につきバランスのとれた方法によって、かつ重要な誤りがない形で含む。</li> </ul>
	首尾一貫性と比較可能性 (Consistency and comparability)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統合報告書の情報は、(a) 期間を超えて首尾一貫し、(b) 組織の長期にわたる価値創造能力にとって重要性のある範囲において、他の組織との比較を可能にする方法によって、表示する。</li> </ul>
<b>内容要素</b> (統合報告書の8つの内容要素で、本来的に相互に関連するもの)	組織概要と外部環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織が何を行うか</li> <li>■ 組織はどのような環境において事業を営むのか。</li> </ul>
	ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織のガバナンス構造は、どのように組織の短、中、長期の価値創造能力を支えるのか。</li> </ul>
	ビジネスモデル	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織のビジネスモデルは何か。</li> </ul>
	リスクと機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織の短、中、長期の価値創造能力に影響を及ぼす具体的なリスクと機会は何か</li> <li>■ 組織はそれらに対しどのような取組を行っているか。</li> </ul>
	戦略と資源配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織はどこを目指すのか</li> <li>■ どのようにそこに辿り着くのか。</li> </ul>
	実績(Performance)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織は当該期間における戦略目標をどの程度達成したか</li> <li>■ 資本への影響に関するアウトカムは何か。</li> </ul>
	見通し(Outlook)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織がその戦略を遂行するに当たり、どのような課題及び不確実性に直面する可能性が高いか</li> <li>■ 結果として生ずるビジネスモデル及び将来の実績への潜在的な影響はどのようなものか。</li> </ul>
	作成と表示の基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織はどのように統合報告書に含む事象を決定するか</li> <li>■ それらの事象はどのように定量化又は評価されるか。</li> </ul>

# IIRC 国際統合報告フレームワーク(続き)

## 重要性(Materiality)の決定プロセス

### 関連性(Relevance)のある事象の特定

- 価値創造能力に影響を与える可能性をふまえ、関連性のある事象(relevant matters)を特定する
  - 関連性のある事象とは、組織の価値創造能力に影響を与える、又は影響を与える可能性のある事象。(3.21)
  - ガバナンス責任者の会議で議論された関連事象は、通常、関連性があると考えられる。特定のためには主要ステークホルダーの見解を理解することが重要。(3.22)
  - 短期的な解決が比較的容易であるかもしれない事象であっても、確認されずに放置された場合、次第に損害をもたらすものとなり、中長期的な解決が難しくなりうる。こうした事象も母集団に含めるべき。(3.23)

### 重要度(Importance)の評価

- 関連性のある事象の重要度(importance)を、価値創造に与える既知の又は潜在的な影響という観点から評価する
  - 関連性ある事象の全てに重要性(materiality)があるわけではない。価値創造に対する影響の観点から十分に重要なものを統合報告書に含める。そこで、事象の影響の大きさを評価し、事象の発生が不確実な場合には、事象の発生可能性を評価する必要がある。(3.24)
  - 影響の大きさは、戦略、ガバナンス、実績又は見通しに影響を与える事象が、長期的な価値創造に実質的な影響を与える可能性があるかどうかを検討することによって評価される。この評価には判断が求められ、それは問題となる事象の性質に左右される。事象は個別に、又は集合的に重要性があると考えられる場合がある。(3.25)
  - 事象の影響の大きさを評価は必ずしも定量的でなくとも良い。定性的評価の方が適切な事象の場合もある。(3.26)
  - 影響の大きさを評価する際には次の各点を検討する。(3.27)
    - 定量的・定性的な要因、財務・経営・戦略・風評・規制の各観点、影響の領域(組織内部か外部か)、時間軸

### 重要度を有する事象の優先付け

- 相対的な重要度に基づいて事象を優先付けする

### 開示する情報の決定

- 重要性のある事象(material matters)に関して開示情報を決定する
  - 開示情報の決定にあたっては、判断がなされる。統合報告書の主な目的(1.7)を達成する上で、財務資本提供者その他の者との定期的なエンゲージメントが手助けとなる。



# IIRC 国際統合報告フレームワーク(続き)

その他、資本ストックとフローと価値創造との関係性に関する示唆(統合報告書の内容要素における一般報告ガイダンスより)

## 複雑性、相互関係及びトレード・オフ

4.56 フレームワークは、統合報告書によって、組織がグローバルな資本ストックに与える影響の全てを記録される形で、全ての多様な資本間の複雑な相互関係について網羅的に説明することを求めるものではない。しかしながら、統合報告書の中で、報告境界を決定する際に考慮する相互関係、及び長期にわたる価値創造に影響を及ぼす次のような重要なトレード・オフについて開示されることは重要である。

- 資本間又は資本の構成要素間のトレード・オフ(例えば、環境に悪影響を与える活動を通じた雇用の創出)
- 異なる時点間のトレード・オフ(例えば、より大きな資本の増加につながる行動には時間を要することから、他の行動を選択すること)
- 組織に帰属する資本と他者に帰属する、又は誰にも帰属しない資本間のトレード・オフ

## 短、中、長期の時間軸

4.57 統合報告書を作成、表示するに当たって組織が考慮する将来の時間軸は、他の報告形態の場合よりも長期にわたることが想定される。短、中、長期それぞれの時間軸の長さは、組織の事業、投資サイクル、戦略、主要なステークホルダーの正当なニーズ及び関心を参考にして、組織が決定する。したがって、それぞれの期間について、その長さを規定する決まった答えはない。

4.58 時間軸は次によって異なる。

- 業種又はセクター(例えば、自動車産業における戦略計画は、通常8年から10年にわたる2つのモデルサイクル周期を対象とする。その一方で、ハイテク業界における時間軸は極端に短い。)
- アウトカムの性質(例えば、自然又は社会・関係資本に影響を与える一部の事象は、その性質から長期的な場合が多い。)

4.59 報告における時間軸の長さとその理由は、統合報告書に開示される情報の性質に影響を与える可能性がある。例えば、長期的な事象は不確実性に影響される可能性がより高いことから、それらに関する情報はより定性的なものとなる場合が多く、短期的な事象に関する情報は定量化、更には金額評価に適している場合がある。しかしながら、時間軸ごとに事象の影響を開示する必要はない。

# FSB-TCFD 気候関連財務情報開示タスクフォース提言

---

## ■ FSB-TCFD(金融安定理事会 気候関連金融開示タスクフォース)について

- TCFDは、2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合において、金融安定理事会(FSB)に対し「気候関連課題について金融セクターがどのように考慮していくべきか、官民の関係者を招集すること」との要請を受け、同年12月に設置された。
- TCFDのミッションは以下の通り。
  - 投資家、債権者、保険会社及び他のステークホルダーに対し、企業の気候変動に関する任意かつ一貫性のあるリスク開示を確立
  - 気候変動に伴う物理的リスク及び移行リスクを考慮し、全産業における効果的開示とは何かを検討
  - 金融市場が企業の気候変動リスクを評価し反応するためにどのような情報開示を求めているのかを企業に知らせ、投資家ニーズに即した開示を促進
- TCFD最終提言は、パブリックコメントを経て2017年6月にG20ハンブルクサミットで報告された。
- 今後、TCFDは少なくとも2018年9月まで活動を継続し、提言の活用状況と開示内容の評価を行う予定。

## ■ TCFD提言の主な特徴

- すべての組織で採用可能
- 財務報告に含まれる
- 意思決定に役立つ、財務インパクトに関する将来指向の(forward-looking)情報を求めるように設計
- 低炭素経済への移行に関連するリスクと機会に重点を置く



# FSB-TCFD 気候関連財務情報開示タスクフォース提言(続き)

## TCFD提言 概要(抜粋)

主な構成		内容	
リスク・機会・財務 インパクト (分類と事例)	気候関連リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 移行リスク (低炭素経済への移行に関連)</li> <li>■ 物理的リスク (気候変動の物理的影響に関連)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政策・法規制リスク</li> <li>■ 技術リスク</li> <li>■ 市場リスク</li> <li>■ 評判リスク</li> <li>■ 急性のリスク</li> <li>■ 慢性的リスク</li> </ul>
	気候関連機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資源効率</li> <li>■ エネルギー源</li> <li>■ 製品・サービス</li> <li>■ 市場</li> <li>■ レジリエンス</li> </ul>	
	財務インパクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 気候リスク・機会が組織の現在及び将来の財務ポジションに影響を及ぼしうる4つの財務インパクト分類: <ul style="list-style-type: none"> <li>● 損益計算書上: 収益(Revenues)、費用(Expenditures)</li> <li>● 貸借対照表上: 資産・負債(Assets and Liabilities)、資本・財務(Capital and Financing)</li> </ul> </li> <li>■ 分類に沿って、気候関連リスク・機会及び可能性のある財務インパクトを例示</li> </ul>	

# FSB-TCFD 気候関連財務情報開示タスクフォース提言(続き)

主な構成		内容
提言の実施に係る原則等	カバレッジの範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ TCFDは、情報提供型投資、貸付、保険引受の決定を促進するため、公的債務または株式を保有するすべての組織に本提言を実施することを勧告。</li> </ul>
	開示の場所と重要性 (Materiality)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ TCFDは、組織がメインストリームの(公的な)年次財務書類に気候関連の財務情報開示を提供することを勧告。</li> <li>■ TCFDは、財務報告に含まれるほとんどの情報が重要性評価の対象であることを認識しているが、気候関連リスクはほぼすべての産業に影響を及ぼす多様なリスクであるため、多くの投資家は特別な注意が必要と考える。               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「ガバナンス」と「リスク管理」に関する開示は、組織の状況(context)を理解する必要性に直接的に対応するため、毎年の財務提出に含めるべき。</li> <li>• 一方、「戦略」と「指標・目標」に関する開示については、情報が重大(material)とみなされる場合に、年次財務報告に記載すべき。</li> </ul> </li> </ul>
	効果的な開示のための原則	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関連性のある(relevant)情報を説明すること</li> <li>2. 具体的(specific)かつ完全(complete)であること</li> <li>3. 明瞭(clear)で、バランスのとれた(balanced)、理解可能な(understandable)ものであること</li> <li>4. 期間を超えて首尾一貫(consistent over time)していること</li> <li>5. 一つのセクター、産業、又はポートフォリオ内の企業間で比較可能(comparable)であること</li> <li>6. 信頼性があり(reliable)、検証可能(verifiable)かつ客観的(objective)であること</li> <li>7. 適時に(on a timely basis)提供されること</li> </ol>

# FSB-TCFD 気候関連財務情報開示タスクフォース提言(続き)

主な構成		内容		
提言・推奨開示項目		共通	セクター別補足	
提言・推奨開示項目	ガバナンス (Governance)	気候関連のリスクと機会に係る組織のガバナンスを開示する	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a) 取締役会による監視体制を記述</li> <li>■ b) 気候関連リスク・機会を評価、管理する上での経営者の役割について記述</li> </ul>	— —
	戦略 (Strategy)	そのような情報が重大 (material) な場合、気候関連のリスクと機会がもたらす組織のビジネス、戦略、財務計画への実際の及び潜在的な影響を開示する	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a) 組織が特定した短期・中期・長期の気候関連リスク・機会を記述</li> <li>■ b) 気候関連リスク・機会が組織のビジネス、戦略及び財務計画に及ぼす影響を記述</li> <li>■ c) 2度又はそれ以下のシナリオを含む、さまざまな気候関連シナリオを考慮に入れ、組織の戦略のレジリエンスを記述</li> </ul>	有 (金融) 有 (金融・非金融) 有 (金融・非金融)
	リスクマネジメント (Risk Management)	気候関連リスクについて、当該組織がどのように特定、評価、及び管理しているかについて開示する	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a) 組織の気候関連リスク特定・評価プロセスを記述</li> <li>■ b) 組織の気候関連リスクの管理プロセスを記述</li> <li>■ c) 気候関連リスクの特定、評価、及び管理プロセスがどのように組織の全体的なリスクマネジメントに統合されているかを記述</li> </ul>	有 (金融) 有 (金融) —
	指標及び目標 (Metrics and Targets)	気候関連のリスクと機会を評価し管理する際に使用する指標と目標を開示する	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a) 組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連リスク・機会を評価する際に用いる指標を開示</li> <li>■ b) スコープ1、スコープ2、及び適切な場合にはスコープ3のGHG排出量、及び関連するリスクを開示</li> <li>■ c) 組織が、気候関連のリスクと機会を管理する際に用いる目標と、目標に対する実績を記述</li> </ul>	有 (金融・非金融) 有 (金融) —
	セクター別補足指針		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金融業 (銀行、保険会社、アセットオーナー、資産管理会社)</li> <li>■ 非金融業 (エネルギー、運輸、素材及び建設、農業・食品・林産製品)</li> </ul>	

# FSB-TCFD 気候関連財務情報開示タスクフォース提言(続き)

## ■ TCFDがレビューした既存の開示枠組み

- 報告書発行体、読み手、義務/任意、重要性(Materiality)の基準、気候関連情報のタイプ、開示場所、外部保証要求の有無について整理している。

政府		上場規制・指標		NGO	
豪州	National Greenhouse and Energy Reporting Act (2007)	オーストラリア証券取引所	Listing Requirement 4.10.3; Corporate Governance Principles and Recommendations (2014)	グローバル	Asset Owners Disclosure Project (ADOP) CDP CDSB(気候変動、自然資本) GRESB(インフラアセット、不動産) GRIスタンダード IIGCC(石油・ガス、自動車、電気事業) IIRC IPIECA(石油・ガス) PRI
EU	EU Directive 2014/95 regarding disclosure of non-financial and diversity information (2014)	ブラジル証券取引所	Recommendation of report or explain (2012)	米国	SASB Conceptual Framework (2013) 及び各種 SASB Standards
フランス	Article 173, Energy Transition Law (2015)	中国・深セン証券取引所	Social Responsibility Instructions to Listed Companies (2006)		
インド	National Voluntary Guidelines on Social, Environmental, and Economic Responsibilities of Business (2011)	シンガポール証券取引所	Listing Rules 711A & 711B and Sustainability Reporting Guide (2016) ("Guide")		
英国	Companies Act 2006 (Strategic Report and Directors' Report) Regulations 2013	南ア	Listing Requirement Paragraph 8.63;		
米国	NAICs, 2010 Insurer Climate Risk Disclosure Survey SEC Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change	ヨハネスブルク証券取引所	King Code of Governance Principles (2009)		
		インデックス	S&P Dow Jones Indices Sustainability Index等		

## 重要性基準(抜粋)

英国	Companies Act 2006 (Strategic Report and Directors' Report) Regulations 2013	株主が年次報告書全体に基づいて取る経済的決定に、その省略または虚偽の表示が影響を及ぼす可能性がある場合、情報は重要(英国FRC「戦略報告ガイダンス(2014年6月)」第5項)
米国	SEC Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change	米国証券法の定義による ※合理的な投資家が投資決定をするにあたって重要(important)と考える蓋然性が高い(substantial likelihood)事実は重要(material)。SASBの項目も参照
グローバル	CDP Annual Questionnaire (2016)	特になし
	CDSB Climate Change Reporting Framework, Ed. 1.1 (2012)	投資家が、会社の財政状態および/またはその戦略を達成する能力に影響を及ぼす可能性のある気候変動に関する重要な動向および重要な出来事を見られるようにする
	GRI Sustainability Reporting Standards (2016)	報告組織が経済、環境、社会に与える著しいインパクトを反映する項目、またはステークホルダーの評価や意思決定に対して実質的な影響を及ぼす項目
	IIRC International Integrated Reporting Framework (2013)	組織の短期、中期、長期的な価値創造能力に実質的に影響を与える(場合)
米国	SASB Conceptual Framework (2013) 及び各種SASB Standards	合理的な投資家により、省略された事実の開示が、利用可能な情報の総体(total mix)を大幅に変更したものと見なされる可能性が非常に高い(場合)

# SASBサステナビリティ会計基準 概要

- SASB(米国サステナビリティ会計基準審議会)が発行
- 米国証券取引所の上場企業が、米国証券取引委員会(SEC)に提出する義務がある年次報告書(Form 10-K)や有価証券報告書(Form 20-F)において、投資家に対して、重要で意思決定に有用なサステナビリティに関する情報を開示することを目指すもの
- 11分野79業種別に基準があり、業種別のサステナビリティ開示トピック及びその会計の指針等を提示

## 業種別のサステナビリティ開示トピック及び会計指標(Accounting metrics)(電気電子機器業種の例)

サステナビリティ開示トピック	会計指標(Accounting metrics)
エネルギー管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全消費エネルギー、グリッド電力割合、再生可能割合</li> </ul>
有害廃棄物管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 有害廃棄物重量、リサイクル割合</li> <li>■ 報告義務がある流出の数及び総量、回復量</li> </ul>
製品安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リコール数及びリコールされた総ユニット</li> <li>■ 製品安全性に関連する法規制による罰金及び調停数</li> </ul>
製品ライフサイクル管理&環境効率イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ IEC 62474申告物質を含む製品の収益に占める割合</li> <li>■ ENERGY STAR基準を達成する適格な製品の収益に占める割合</li> <li>■ 再生可能エネルギー関連及びエネルギー効率関連製品からの収益</li> <li>■ エネルギーパフォーマンス契約によるエネルギー費用削減額</li> </ul>
企業倫理&競争行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ バリューチェーンを通じた汚職・収賄防止管理システムの記述</li> <li>■ 汚職・収賄罪に関連する法規制による罰金及び調停数</li> <li>■ 反競争的慣行に関連する法規制による罰金及び調停数</li> </ul>
資源調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 製品含有制限材料の材料費の割合</li> <li>■ 紛争フリーと検証されたサプライチェーン内のタングステン、スズ、タンタル、金精錬業者の割合</li> <li>■ 制限材料及び紛争鉱物の使用に関するリスク管理の議論</li> </ul>

(出所)「ELECTRICAL & ELECTRONIC EQUIPMENT Sustainability Accounting Standard」(SASB, 2015)より三菱UFJリサーチ & コンサルティング仮訳・作成

# SASBサステナビリティ会計基準 概要(続き)

## SASBサステナビリティ会計基準における業種分類

分野	業種
ヘルスケア	バイオテクノロジー、医療介護供給、医薬品、医療介護流通、医療機器・用品、管理医療
金融	市中銀行、抵当権融資、投資銀行&仲介業者、証書&商品取引所、アセットマネジメント&保管活動、保険、消費者金融
技術・通信	電子機器受託製造サービス&オリジナル設計製造、セミコンダクター、ソフトウェア&ITサービス、電気通信、ハードウェア、インターネットメディア&サービス
非再生可能資源	石油&ガスー探査&生産、石油&ガスー中間、石油&ガスー精製&マーケティング、石油&ガスーサービス、石炭作業、鉄鋼生産者、金属&採鉱、建材
運輸	自動車、自動車部品、自動車レンタル&リース、航空会社、空輸&ロジスティクス、海上輸送、鉄道輸送、道路輸送
サービス	教育、カジノ&賭博、船旅会社、レジャー施設、専門家サービス、広告&マーケティング、ホテル&宿泊施設、メディアプロダクション&配信、レストラン、ケーブル&衛星
資源転換	化学、産業用機器・器具、航空宇宙・防衛、容器包装、電気電子機器
消費財 I	農産物、アルコール飲料、肉、家禽&酪農、タバコ、加工食品、家庭・個人用品、非アルコール飲料
消費財 II	食品小売&流通、アパレル、アクセサリ&履物、薬小売&コンビニ、電化製品製造、マルチライン及び専門小売&流通、建材及び家具、Eコマース、玩具&スポーツ用品
再生可能資源・代替エネルギー	バイオ燃料、太陽エネルギー、風力エネルギー、燃料電池&産業電池、林業・伐採、パルプ&紙製品
インフラストラクチャー	電力事業、ガス事業、住宅建設業、不動産所有者・ディベロッパー・投資信託業、不動産サービス業、廃棄物処理事業、水道事業

(出所) SASBウェブサイトより三菱UFJリサーチ&コンサルティング仮訳・作成



# GRIサステナビリティ報告スタンダード 概要

- 国際的な独立組織であるグローバル・サステナビリティ・スタンダード・ボード(GSSB)が発行
- 組織が経済、環境、社会に与えるインパクトを報告する際に使用することを目的に設計
- 以前はガイドラインとして発行されていたが、2016年に新たにスタンダードとして発行された
- 共通スタンダードと項目別のスタンダードがセットになっており、後者についてはマテリアルと特定した項目のスタンダードを選択的に使用
- 各スタンダードにおいて開示事項が定められ、報告要求事項と報告推奨事項、開示に関する手引きが示されている
- GRIは世界の90ヶ国以上の数千の報告に用いられている

## <共通スタンダード>

<b>GRI 101</b>	基礎	報告原則、スタンダードの使用、使用に関する主張、主な用語
<b>GRI 102</b>	一般開示事項	組織のプロフィール、戦略、倫理と誠実性、ガバナンス、ステークホルダー・エンゲージメント、報告実務
<b>GRI 103</b>	マネジメント手法	マテリアルな項目とその該当範囲の説明、マネジメント手法とその要素、マネジメント手法の評価

## <項目別スタンダード>

<b>GRI 201~206</b>	経済項目	経済パフォーマンス、地域経済での存在感、間接的な経済的インパクト、調達慣行、腐敗防止、反競争的行為
<b>GRI 301~308</b>	環境項目	原材料、エネルギー、水、生物多様性、大気への排出、排水及び廃棄物、環境コンプライアンス、サプライヤーの環境面のアセスメント
<b>GRI 401~419</b>	社会項目	雇用、労使関係、労働安全衛生、研修と教育、ダイバーシティと機会均等、非差別、結社の自由と団体交渉、児童労働、強制労働、保安慣行、先住民族の権利、人権アセスメント、地域コミュニティ、サプライヤーの社会面のアセスメント、公共政策、顧客の安全衛生、マーケティングとラベリング、顧客プライバシー、社会経済面のコンプライアンス

## GRIにおける主な用語の定義

- **インパクト**: GRIスタンダードにおいて、特に明記しない限り「インパクト」とは、経済、環境、社会に対して組織が与える作用をいう。同様に、持続可能な発展に対する組織の(プラスまたはマイナスの)寄与を指す場合がある
- **マテリアルな項目**: 報告組織が経済、環境、社会に与える著しいインパクトを反映する項目、またはステークホルダーの評価や意思決定に対して実質的な影響を及ぼす項目

# CDP

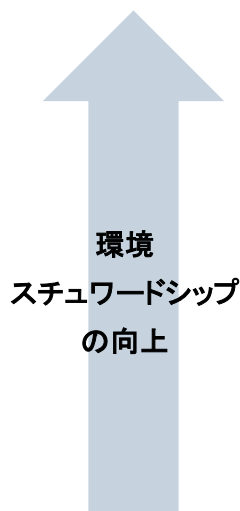
## ■ CDPについて

- CDP(旧名称:カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)は、2000年に英国に設立した非営利団体。
- 2002年から、上場企業を中心に質問書を送付しGHG排出量を含む気候変動情報の開示を求め、投資家に集めた情報を開示している。
- 現在は水及び森林リスク・コモディティについても情報開示の対象としている。

## ■ CDPのスコアリング方法

- 企業による回答を分析し**環境スチュワードシップの評価**を行う。最も高いAを取得する優れた企業は「Aリスト」として分類される。
- 各設問には4つのレベルの配点があり、各レベルにおいて得点率の基準(閾値)を満たすかどうかで評価が判定される。
- 設問の中には、**企業に特化した情報の回答や具体的な事例・ケーススタディを記載すると高得点となるような回答条件も**設けられている。

## CDP スコアリング概要(気候変動情報開示の例)



評価	レベル	内容
A, A-	リーダーシップレベル	■ 情報開示レベルからマネジメントレベルにおいて高得点を取得しており、ベストプラクティスとよばれるような、気候変動問題の解決へ向けた取組を行っているかどうか
B, B-	マネジメントレベル	■ 気候変動によるリスクや影響を管理しているかどうか、環境問題への対応をビジネス戦略に統合しているかどうか、プロセスや手順に関する情報を開示しているか等
C, C-	認識レベル	■ 気候変動が事業にもたらす影響及び事業が環境へ与える影響について分析を行っているかどうか
D, D-	情報開示レベル	■ 現状を把握しており、情報を開示する姿勢があるかどうか (設問全てに配点がついているが、特に、リスク・機会、累積排出量、外部検証の状況等に関する情報開示は、重きを置いた配点となっている)

# CDP

## 気候変動質問書の構成

	構成	主な内容
気候変動管理 (マネジメント)	ガバナンス	■ 気候変動において責任を負う最高責任者の特定、気候変動管理のインセンティブを提供しているかどうか
	戦略	■ リスク管理手法、リスク及び機会の特定プロセス、リスク及び機会の優先順位づけ手法、社内炭素価格の導入の有無、気候変動対応のビジネス戦略への統合、政策立案者とのエンゲージメントの有無等
	排出削減目標及び活動	■ 排出量削減目標もしくは再生可能エネルギー消費・発電目標の種類、低炭素・排出を回避する商品の特定、排出削減活動の有無及び排出削減量(暫定値)、経費削減額、投資回収期間、投資金額等
	コミュニケーション	■ 気候変動への対応及びGHG排出量の実績について情報を公開しているか
リスク及び機会	気候変動リスク	■ 企業の事業活動や、収支に潜在的に影響するような気候変動に関する固有リスクの特定(規制変化によるリスクや物理的影響によるリスク、その他の気候関連リスク)、追加コストの特定等
	気候変動機会	■ 企業の事業活動や、収支に潜在的に影響するような気候変動に関する固有の機会の特定(規制変化による機会や物理的影響による機会、その他の気候関連機会)、コスト減の特定等
排出量	排出量算定方法	■ 算定に使用した基準、プロトコル、方法論、地球温暖化指数(GWP)や排出係数等の特定及び出典
	排出量データ	■ 排出量、排出量の報告アプローチ、排出量の不確実性、外部検証・保証の有無等、吸収量の有無等
	スコープ1排出量内訳	■ スコープ1(直接排出)排出量の内訳(統括事業部別、もしくは施設別、GHGタイプ別、事業別に報告)
	スコープ2排出量内訳	■ スコープ2(間接排出)排出量の内訳(統括事業部別、もしくは施設別、事業別に報告)
	エネルギー	■ エネルギー使用量が支出に占める割合等
	排出実績	■ 総排出量について前年と比較、増減の理由tび
	排出量取引	■ 排出量取引への参加有無、炭素クレジットの取得量・無効化量、目的等
	スコープ3排出量	■ スコープ3(サプライチェーンにおいて間接的に発生する排出)外部検証・保証の状況、総排出量について前年との比較、バリューチェーンにおけるエンゲージメントの有無及び方法等

# CDP

## 水に関する質問書の構成

構成	主な内容
現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水質及び水量の重要度: 現在と将来の事業に対する水質及び水量の重要度を評価(直接的及び間接的な使用)</li> <li>■ 企業全体の水データ: 取水量排水量、消費量、排水の水質データ等に関する定期的な測定及びモニタリングの有無、水量について前報告年との比較等</li> <li>■ サプライヤーの報告要請: サプライヤーに対して水に関する情報(使用量、リスク、管理)の提供を求めているかどうか等</li> <li>■ 企業への影響: 水が企業に与える悪影響の要因(物理的、規制、評判)、影響及び対応戦略について等</li> </ul>
リスク評価	<p>手順及び要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水リスク評価を実施しているか、水リスクが企業の成長戦略の成功(実現性、制約)へ与える影響評価、背景的な 이슈の特定(例: 地域レベルでの生態系及び生息地の現状、将来起きる可能性のあるステークホルダーとの対立についての地域レベルでの予想)、水リスク評価の要素として考慮するステークホルダーの特定等</li> </ul>
影響	<p>水リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物理的、規制的、及び評判的なリスクの特定(直接の操業及びサプライチェーンのどこでどのような影響があるか、潜在的な影響、影響が及ぶ可能性、対応戦略、対応戦略にかかるコスト等)</li> </ul>
	<p>水に関連する機会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物理的、規制的、及びその他の要因の特定、水がもたらす機会とその機会を実現するための戦略の特定</li> </ul>
施設レベルの水データ	<p>施設レベルの水データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現在、または将来的に、自社の操業、収益または費用に実質的な変化をもたらす可能性のある水リスクにさらされている施設のデータ、当該施設における前報告年との比較、外部検証を受けている水消費量の割合等</li> </ul>
対応	<p>ガバナンス及び戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水に関して責任を負う最高責任者の特定、水に関する目標及び行動指針を定めた方針の有無等</li> </ul>
	<p>コンプライアンス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取水、排水許可またはその他の水及び排水に関する規制に対する違反事例、財政上の影響、解決策等</li> </ul>
	<p>目標及び活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全社的な定量的・定性的な目標設定の有無、目標の達成割合等</li> </ul>
相互関係・トレードオフ関係	<p>相互関係・トレードオフ関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ バリューチェーンにおける、水とその他の環境問題の相関関係またはトレードオフ関係の確認</li> </ul>

# CDP

## 森林リスク・コモディティの質問書の構成

構成	主な内容	
現在の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生産及び消費に関する潜在的なリスク管理のため、企業の森林コモディティがどのように使用されているか把握（森林リスク・コモディティ(木材、パーム油、畜産品(牛)、大豆)別の事業活動、コモディティの形態、調達先、調達コストの割合等の特定、森林リスク・コモディティが売りに占める割合)</li> <li>■ 事業や収支に大きな変化をもたらした森林リスク・コモディティに関連する影響の事例(影響要因、影響、財務的影響(推定)、対応戦略等)等</li> </ul>
リスク評価	リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林伐採リスクが各コモディティにどのように関係しているか、森林リスク・コモディティの生産、調達に関連するリスク(物理的、規制、評判)を評価するプロセスの特定、リスク評価で考慮する要素の特定等</li> </ul>
影響	リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物理的、規制的、及び評判的なリスクの特定(リスクの要因、直接の操業及びサプライチェーンのどこでどのような影響があるか、地理的スケール、潜在的な影響、影響が及ぶ可能性、管理手法等)等</li> </ul>
	機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林コモディティの持続可能な生産、取引、調達に関する機会及びその機会を実現するための戦略等の特定</li> </ul>
測定及びモニタリング	測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地の所有・管理状況、またその面積、管理方法、森林伐採モニタリングシステム導入の有無、森林リスク・コモディティの生産量や消費量データ収集・開示の有無</li> </ul>
	トレーサビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ コモディティの原材料の生産地を追跡するシステムを導入しているか</li> </ul>
対応	ガバナンス及び戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林伐採のリスクについて責任を負う最高責任者の特定、報告の頻度や課題への取組方法等、森林リスク・コモディティの入手可能性や質が企業の成長戦略の成功(実現性、制約)へ与える影響評価等</li> </ul>
	方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林伐採を削減することで気候変動緩和に繋がることを認める方針があり、目標や行動のためのガイドラインを設定しているかどうか、森林伐採や森林劣化を防止するためのコミットメントを策定しているかどうか等</li> </ul>
	基準及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林リスク・コモディティの原材料生産について環境基準を設定しているか、調達基準を設定しているか、第三者認証を受けた原材料について定量的な目標を設定しているか等</li> </ul>
	エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 持続可能な原材料の量を特定しているか、栽培者やサプライヤーとエンゲージメントをしているか、キャパシティビルディング・プログラムを策定しているか等</li> </ul>
障害	障害と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 直接操業やサプライチェーンにおける森林伐採を防ぐための障壁や課題の認識</li> </ul>

# CDP

## セクター別アプローチについて

### ■ 2018年からセクターに基づく質問書が導入される

- CDPは「Reimagining disclosure」イニシアチブを実施しており、投資家及びその他ステークホルダーに対する情報提供及び評価の改善を図っている。その一環として、現行の質問書(気候変動、水、森林リスク・コモディティ)及び評価方法を、よりセクター特有の内容に変更することが計画されている。設問内容、スコアリング方法がセクター別に設けられることとなる。
- 対象外のセクターについては、一般的な質問書へ回答することが想定されている。
- TCFDの提言を踏まえ、設問にはより将来を見据えた記述や指標を考慮することが検討されている。

## CDP 情報開示プロセスの改善について

項目	内容
時期	■ 2018年情報開示サイクル～
対象セクター	■ エネルギー(石油、ガス、石炭、発電所)、運輸、素材、農業
目的	■ 同じセクター内での企業同士の比較を可能とし、ベンチマーキングを促す ■ 低炭素経済への移行へ向けた企業の対応を投資家が評価しやすくする ■ 将来においても有効なポートフォリオの作成、持続可能性を促進する ■ TCFDの提言を実施する
その他変更点	■ 新たな報告システムを導入し、データ収集及び集約を行い、投資家に対して分析結果及び見通しを提供することを計画している